

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月15日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

補正予算別冊のとおり

令和2年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,899,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		千円 2,900,000	千円 △141,618	千円 2,758,382
	1 地方消費税交付金	2,900,000	△141,618	2,758,382
11 地方特例交付金		111,807	190,489	302,296
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	190,489	190,489
16 国庫支出金		7,065,308	864	7,066,172
	2 国庫補助金	1,367,640	864	1,368,504
18 財産収入		279,898	2,927	282,825
	1 財産運用収入	11,848	2,927	14,775
19 寄附金		29,343	14,858	44,201
	1 寄附金	29,343	14,858	44,201
歳入合計		48,831,847	67,520	48,899,367

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,086,804	千円 57,127	千円 8,143,931
	1 総務管理費	6,760,844	57,127	6,817,971
4 衛生費		3,692,410	3,845	3,696,255
	1 保健衛生費	1,588,813	3,845	1,592,658
8 土木費		4,171,884	5,749	4,177,633
	3 都市計画費	2,680,503	5,749	2,686,252
10 教育費		4,708,334	866	4,709,200
	2 小学校費	1,482,946	610	1,483,556
	6 保健体育費	1,099,203	256	1,099,459
12 諸支出金		245	△67	178
	1 土地開発基金繰出金	245	△67	178
歳 出 合 計		48,831,847	67,520	48,899,367